

鈴鹿市まちづくり応援補助金 募集要項

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課

平成29年3月

1 補助金の目的

この補助金は、住民や市民活動団体等が持っている公益活動への「思い」を形にし、住民自治が息づく住みよいまち「すずか」づくりにつなげることを目的としています。

○公益活動とは？

より良い社会や地域をつくるため、福祉や環境、防災などの様々な分野において、住民自らが自主的に取り組む非営利の活動です。ただし次のような活動は除きます。

- ①宗教活動や政治活動を主な目的とする活動
- ②反社会的な活動

○鈴鹿市まちづくり応援補助金のないたち

この補助金は「龍谷ソーラーパーク鈴鹿」の収益の一部からの寄付を原資として誕生しました。

「龍谷ソーラーパーク鈴鹿」とは？

龍谷大学（京都市伏見区）が株式会社 PLUS SOCIAL（京都市上京区）及び鈴鹿市と連携し、鈴鹿市国府町に設置した地域貢献型メガソーラー発電所です。

□■□ 龍谷ソーラーパーク鈴鹿の様子 □■□



2 この制度の3つのコンセプト

- ・ 公益活動への「思い」を形にする！
- ・ はじめの一步のやる気を押す！
- ・ 地域のやる気を全力で応援する！



3 補助金のコースと補助対象など

部 門	コース名	対 象	対象外の事業・活動
市民活動団体	団体助成 はじめの一步	公益活動を始めようとする団体又は活動を始めて3年以内の団体	①構成員相互の共益や親睦のみを目的とする事業・活動 ②特定の人や団体の利益を目的とする事業・活動
	つぎの一步	団体が行う本市又は地域の課題解決のための公益事業	
	さらなる一步	団体が行う本市又は地域の課題解決のための「つぎの一步」コースよりさらに発展的な公益事業	
地域づくり活動団体	事業助成 地域の一步	地域づくり活動団体が行う地域の課題解決のための事業	

4 対象団体の条件

(1) 市民活動団体部門

- ①公益活動を行うことを主たる目的としており，本市又は地域の課題解決のために活動している又はしようとしているNPOやボランティア団体であること。
- ②団体構成員が3名以上で，市内に事務所又は連絡先があり，市内を中心に活動していること。
- ③補助金申請時に「すずか市民活動情報広場」に登録していること。
- ④定款，規約又は会則等を有していること。
- ⑤年間の活動計画を有し，事業又は活動の収支が明らかであること。
- ⑥宗教活動や政治活動を行うことを目的に組織されていないこと。
- ⑦団体への加入又は脱退に関して不当な条件を付していないこと。

○すずか市民活動情報広場とは？

市内を中心に活動する市民活動団体の活動内容やイベントを紹介するインターネットサイトであり，鈴鹿市が設置し，中間支援組織であるNPO法人市民ネットワークすずかのぶどうが管理運営しています。[\(http://suzuka.genki365.net/\)](http://suzuka.genki365.net/)

○すずか市民活動情報広場の登録方法

すずか市民活動情報広場団体登録申込書（※）に必要事項を記入のうえ，地域協働課又はNPO法人市民ネットワークすずかのぶどうへ提出してください。書類に不備が無いことを確認後，登録となります。
※団体登録申込書はすずか市民活動情報広場又は鈴鹿市ホームページ[（http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/machi/index4.html）](http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/machi/index4.html)から

(2) 地域づくり活動団体部門

鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金交付要綱，鈴鹿市地域づくり協議会補助金交付要綱及び鈴鹿市一部一括交付金交付要綱による補助金の交付を受けており，地域づくり活動を行っていること。

5 補助金等について

(1) 補助金の種類と内容（補助申請は1年度1回です）

コース名	補助率	補助限度額	補助回数	募集团体数
はじめの一步	10/10以内	3万円	単年度限り	5団体程度
つぎの一步	10/10以内	5万円	通算3年度まで	5団体程度
さらなる一步	10/10以内	上限20万円 下限7万円	制限なし (※)	5団体程度
地域の一步	10/10以内	上限35万円 下限10万円	制限なし (※)	4団体程度

※回数制限はありませんが、新規申請団体を優先する場合があります。

(2) 補助対象経費（※人件費は対象外です）

費目	経費の種類	備考
団体運営経費	運営に必要な備品購入費，事務所関連経費（光熱水費，電話代，賃料等）など	<u>はじめの一步のみ対象</u>
報償費	講師等の謝礼や調査研究に係る報償費など	
旅費	交通費や宿泊費など	
需用費	消耗品費，印刷費，資材購入費，事業実施に伴う最小限の食糧費など	
役務費	郵送料や保険料など	
使用料・賃借料	会場使用料や器具賃借料など	
その他経費	その他市長が認める経費	

(3) 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、交付決定日から平成30年2月28日までです。

6 申請期間と申請方法等について

(1) 申請期間

平成 29 年 3 月 1 日（水）から 3 月 31 日（金）まで

(2) 申請書の提出方法

直接持参又は郵送で、鈴鹿市地域協働課へ提出してください。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

郵送の場合は、平成 29 年 3 月 31 日（金）必着です。

（メールによるデータでの提出は不可）

(3) 申請書類

- ・鈴鹿市まちづくり応援補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・鈴鹿市まちづくり応援補助金団体届出書（様式 1-①）
- ・鈴鹿市まちづくり応援補助金事業計画書（様式 1-②）
- ・鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支予算書（様式 1-③）
- ・鈴鹿市まちづくり応援補助金団体活動内容及び収支報告書（様式 1-④）
（※今年度設立された団体については、前年度分は記入不要です）
- ・団体の定款，規約又は会則等
（※目的，会員資格，事業内容などが記載されているもの）

●インターネットからも入手できます！

以下のホームページから，募集要項や申請書がダウンロードできます。

- ・鈴鹿市ホームページ（<http://www.city.suzuka.lg.jp/>）
- ・すずか市民活動情報広場（<http://suzuka.genki365.net/>）

7 審査方法と選考基準

(1) 審査方法

	はじめの一步コース つぎの一步コース	さらなる一步コース	地域の一步コース
一次審査	書類審査	書類審査	書類審査
二次審査		公開プレゼン審査 +ギャラリー投票	公開プレゼン審査 +ギャラリー投票

※「さらなる一步コース」は、一次審査で落選した際に「つぎの一步コース」へスライドすることが可能です。(希望する団体のみ)

①一次審査（書類審査）

申請書類をもとに、審査項目に照らし合わせて審査します。

②二次審査（公開プレゼンテーション審査+ギャラリー投票）

団体による公開プレゼンテーション、審査員によるヒアリング、一般ギャラリーによる投票を行います。プレゼンテーションは、申請書類のほか、独自に作成した資料を用いても結構です。

二次審査の日程は平成29年5月中旬です。詳しい日程は後日、一次審査を通過した団体に対しお知らせします。

(2) 審査員

学識経験者、市民活動有識者、鈴鹿市地域振興部長 など（予定）



(3) 選考基準

■一次審査

内訳	審査項目	審査視点
基礎点	公益・効果性	事業の目的が市民のニーズや地域課題の解決につながるか。社会に良い効果を与えられるか。
	計画性	事業内容，実施体制，実施時期などが妥当で実現可能か。予算計画は妥当か。
	継続・発展性	活動の継続・発展が見込まれる取組みか。 事業効果の広がりが期待できるか。 地域づくりや人づくりにつながるか。
プラス点	自立性	主体性をもって事業を進めているか。 自己努力により資金等の確保に努めているか。
	独自性	独自の視点や工夫を入れた取組みであるか。
	協働性	事業運営において他主体との協働を考えているか。
	参画の工夫性	多くの住民等の参画や参加を得られる工夫をしているか。
	改善・新規性	これまで行ってきた事業における課題を改善しているか。新しい事業に挑戦しているか。

8 実績報告

補助事業の完了後、実績報告書（第7号様式）に添付書類を添えて提出していただきます。その内容を審査し、補助金交付額を確定した後に、確定額を通知します。なお、実績報告の結果、確定額が補助金交付額より少ない場合は、補助金の返還を求めることとなります。

また、平成30年3月頃に開催予定の実績報告会にて、事業の成果などを発表していただきます。（実績報告会の対象となるコースは「さらなる一歩」コースと「地域の一歩」コースです。）

9 補助金の交付

補助金交付額の確定後、精算払請求書（第9号様式）を提出していただき、補助金を交付します。ただし、団体が特に必要とする場合は、概算払が可能です。その場合は、補助金交付決定後、概算払請求書（第6号様式）を提出していただき、補助金を交付します。

10 その他

- (1) 申請内容を変更又は補助対象事業を廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けてください。その場合、既に概算払により補助金が交付されており、変更後の交付決定額が当初の交付決定額を下回る場合は、補助金の返還を求めることとなります。
- (2) 申請や補助対象事業の実施にあたり、不正行為があったときや交付条件に違反したときは、交付決定を取り消したり、交付された補助金の返還を求めることとなります。
- (3) 提出された申請書等は返却しませんのでご注意ください。
- (4) 補助金制度の公正性及び透明性を高めるとともに、本市における市民活動をより促進するために、選考結果及び各事業の概要など、申請書を含め、いただいた情報は、個人情報に係る部分を除き、基本的に公表の対象としますので、ご了承ください。

11 問合せ先

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課 協働推進グループ

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号（市役所4階）

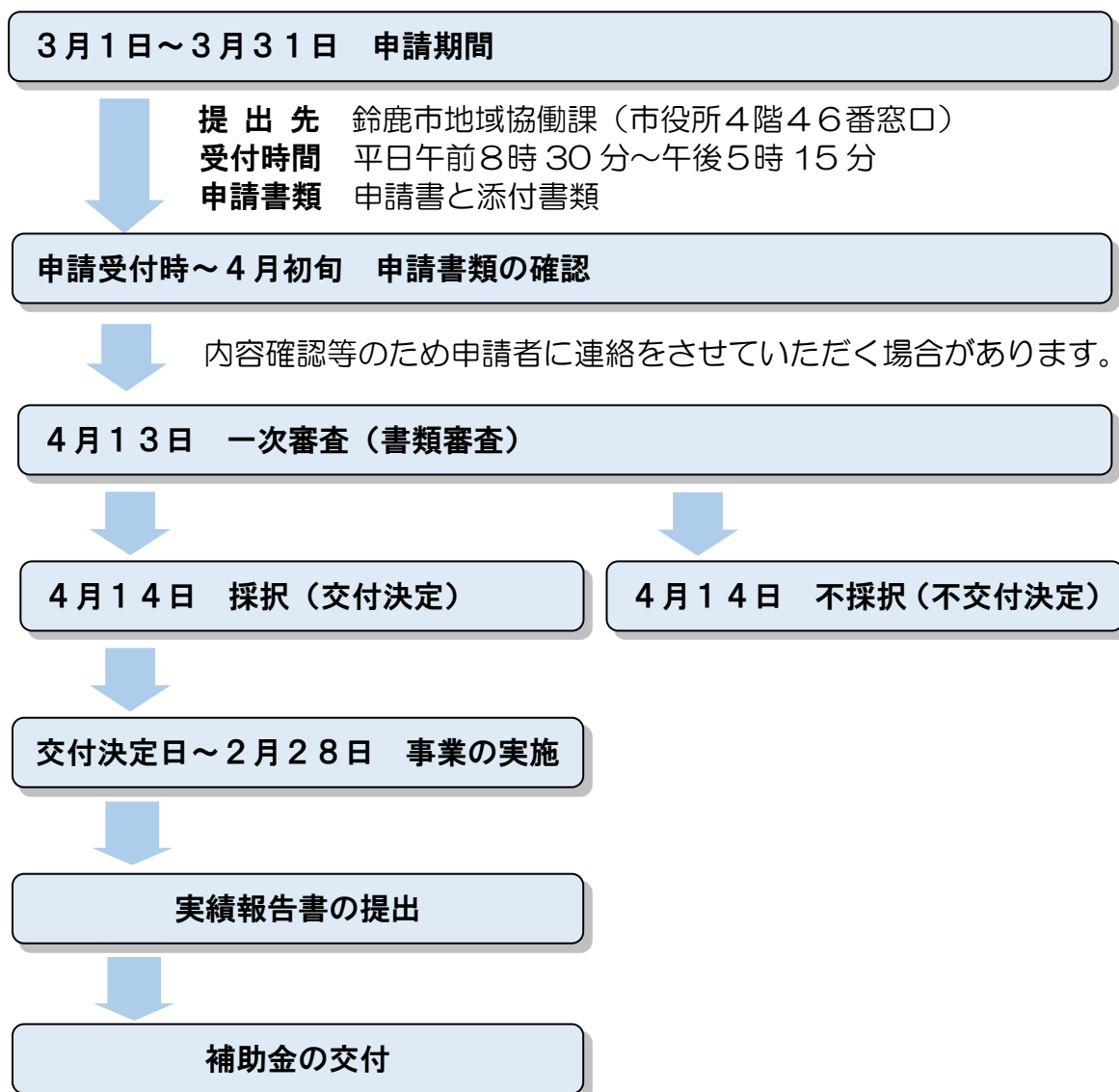
電話番号 059（382）8695（課直通）

FAX 番号 059（382）2214

E-mail chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp

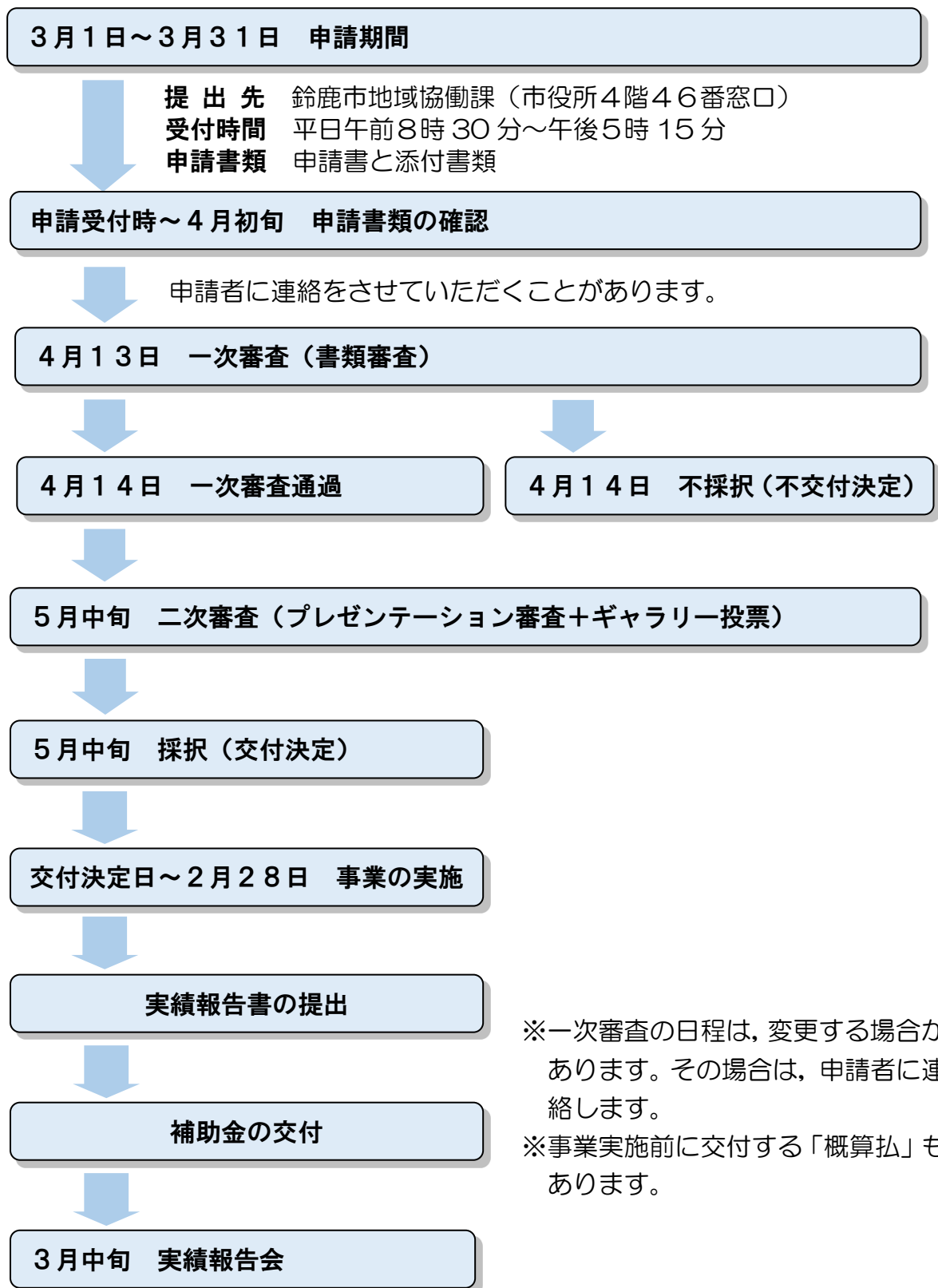
1.2 補助金申請から交付までの流れ

(1) 「はじめの一步コース」「つぎの一步コース」の場合



※一次審査の日程は、変更する場合があります。
その場合は、申請者に連絡します。
※事業実施前に交付する「概算払」もあります。

(2) 「さらなる一步コース」・「地域の一步コース」の場合



※一次審査の日程は、変更する場合があります。その場合は、申請者に連絡します。

※事業実施前に交付する「概算払」もあります。

Q1 「すずか市民活動情報広場」に登録していませんが、補助金申請はできますか？

A1 申請できます。ただし、補助金申請と同時に「すずか市民活動情報広場」の登録申請をしていただきます。その際、様式 1-①「鈴鹿市まちづくり応援補助金団体届出書」の「すずか市民活動情報広場の登録」欄には「登録予定」に○を付けてください。

なお、「すずか市民活動情報広場」の登録条件は以下のとおりです。

- (1) 市内において公益性の高い活動を行っていること。
- (2) 不当に参加を制限しない団体であること。
- (3) 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ① 営利、政治、宗教を目的とした活動
 - ② 公序良俗に反する、又は反する疑いのある活動
 - ③ 法令等に違反、又は違反する疑いのある活動
 - ④ 「すずか市民活動情報広場」のサイト運営を妨害しようとする活動
 - ⑤ その他、サイト設置者が適当でないと認めた活動

Q2 地域づくり活動団体が市民活動部門のコースに申請することはできますか？

A2 できません。「地域の一步」コースに申請してください。

Q3 同一団体が複数のコースに申請することはできますか？

A3 できません。同一年度内において、1 団体につき 1 コースの申請とさせていただきます。

Q4 申請書類は最寄りの地区市民センターに提出してもよいですか？

A4 お手数ですが、直接提出する場合は、なるべく地域協働課の窓口へお越しください。なお、郵送での申請も可能です。その場合は、申請書受理後、申請内容について確認させていただくことがあります。

Q5 「つぎの一步」コースと「さらなる一步」コースの違いは何ですか？

A5 両コースとも市民活動団体を対象としていますが、「さらなる一步」コースは「つぎの一步」コースよりもさらに事業規模が大きいもの、あるいは内容がステップアップしたものを想定しています。補助限度額も、「つぎの一步」コースは上限 5 万円であるのに対し、「さらなる一步」コースは上限 20 万円、下限 7 万円としています。

Q6 翌年度にわたる事業又は昨年度からの継続事業は対象になりますか？

A6 年度を越えて実施される事業は対象になりません。交付決定日から平成30年2月28日までの間に実施し完了する事業を対象とします。

Q7 補助対象期間より前に購入した備品や消耗品等は補助対象になりますか？

A7 補助対象期間が交付決定日から平成30年2月28日までの間であるため、対象になりません。

Q8 毎年行っているイベントなどの事業や活動は対象になりますか？

A8 対象となります。前年度からの改善点などアピールポイントがあれば、様式1-②「鈴鹿市まちづくり応援補助金事業計画書」に記入してください。

Q9 「はじめの一步」コースに申請したいのですが、事業計画が具体化していません。どうしたらよいですか？

A9 申請書類は書類審査の対象となりますので、できる限り記入しアピールしてください。

Q10 様式1-③「鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支予算書」の内訳は、どこまで詳細に記入する必要がありますか？

A10 募集要項の補助対象経費(4ページ参照)を参考にわかりやすく記入してください。

Q11 国や県、市や民間などから他の補助金を受けている場合は、この補助金の対象となりますか？

A11 対象となりますが、他の補助金制度を確認の上、申請してください。他の補助金制度を併せて利用する場合は、様式1-③「鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支予算書」の収入の部にその旨記入してください。

Q12 補助対象経費の「事業実施に伴う最小限の食糧費」の対象は何ですか？

A12 事業に関わった講師の食事やお茶代、無償ボランティアへの飲食代等です。飲食を目的にした会合にかかる経費は対象外です。

Q13 どのような変更があったときに、変更申請をしなければなりませんか？

A13 変更申請が必要な場合は、次のとおりです。

①事業実施にあたって、交付決定額よりも事業費が下回るようになった場合

②やむを得ず事業内容を大きく変更しなければならない場合

事業の実施日程を変更するなどの軽微な変更の場合は、変更申請書の提出は必要ありません。ただし、日程変更時には地域協働課までご連絡ください。判断に迷うときは、地域協働課までお問い合わせください。

Q14 二次審査の公開プレゼンテーションには必ず参加しなければなりませんか？

A14 必ず参加してください。二次審査の公開プレゼンテーションは重要な審査項目であり、ギャラリーによる投票も併せて行います。二次審査の日程は、5月中旬を予定しています。

Q15 補助金はいつ受け取れますか？

A15 原則、交付決定通知後に補助対象事業を実施し、その後実績報告を行い、補助金交付額を確定した後に受け取ることができます。ただし、事業を実施する上で必要な場合は、申請により「概算払」として、補助対象事業を行う前に受け取ることも可能です。その場合は、実績報告の際に精算することになります。

Q16 補助対象事業を実施した結果、当初の予算以上に経費がかかってしまいました。補助金は増額してもらえますか？

A16 増額はできません。交付決定額を超えて交付することはできませんので、予算算定時にできる限り正確に算定するようにしてください。事業計画を変更した場合も同様に、交付決定額を超えて交付することはできません。

Q17 費用を支払ったことを証明する書類とは、何ですか？

A17 補助金充当費目に関する領収書です。レシートでの代用も可能です。領収書もレシートももらえない場合は、支払いがなされたことがわかる記録を提出してください。

Q18 実績報告会を欠席することはできますか？

A18 できません。団体の会員の方ならどなたでも結構ですので、必ず出席してください。